第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則(以下「本学学則」という。)第2条の2第2項の 規程に基づき、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定め る。

(大学院の目的)

第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

- 第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)は、グローバル 化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度に専門的知識と広い 視野を持つ人材を養成する。
  - (1) 高度の専門職業人の養成
  - (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
- (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄(琉球)・アジアと(ハワイを含む)南北アメリカに特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。
- (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成
- (2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻 <u>(博士前期課程)</u>は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。
- (1) 高度の専門職業人の養成
- (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
- 4 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自 ら点検及び評価し、公表する。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。
- 3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。 (研究科及び専攻)
- 第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻 (修士課程)
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)
- (3) 看護学研究科 看護学専攻 (博士前期課程)
- (4) 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)
- 2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科	修士課程	6 人	12人
国際文化システム専攻	修工床住	6 人	1 2 八
国際文化研究科	博士後期課程	2 人	6 人
国際地域文化専攻	<b>一</b>	2 八	6 八
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	1 2人
<u>看護学研究科看護学専攻</u>	博士後期課程	2人	<u>6人</u>

### 第2章 教員組織等

### (教員組織)

- 第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、 准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当する ことができる。
- 2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。 (教育職員と事務職員の連携と協働)
- 第6条の2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

### 第3章 運営組織

(大学院委員会)

- 第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が 招集しその議長となる。

(委員会の構成)

- 第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学群長、学部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 総合研究所長
- (7) 大学院研究科を担当する専任の教授のうちから選出された者 5名
- 2 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を 求めることができる。

(委員会の審議事項)

- 第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと する。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
  - (2) 学位の授与に関すること。
  - (3) 教育課程の編成に関すること。
  - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
  - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、 意見を述べることができる。
- (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
- (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
- (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
- (5) 履修方法に関すること。

- (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

- 第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。
- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (研究科委員会)
- 第11条 大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 第12条 削除

第4章 学年、学期、休業日及び授業時間

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 修士課程 及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- 2 前項の規程にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。 (在学年限)
- 第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 修士課程 及び博士前期課程 は4年を超えることはできない。
- (2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上 支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)に入学できる者は、 次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条(昭和22年法律第26号)に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了 し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- (11) その他、委員会が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の 各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置 法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の 国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。) の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻 <u>(博士前期課程)</u>に入学できる者は、次の各号の 一に該当する者とする。
- (1) 看護系大学を卒業した者
- (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者
- (3) 看護系の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める 日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学 位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置 法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日 の国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」と いう。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修 し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試 験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力が あると認められた者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

- 第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。
- 2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする.
- 3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。 (入学手続き及び入学許可)
- 第20条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出するとともに、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料 又は授業料の免除を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可するこ とができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、 相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

- 第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

- 第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由書を添えて休学することができる。
- 2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。
- (1) 修士課程 及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

- 3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。 (復学)
- 第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所 定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第 2項の休学でその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。 (退学)
- 第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、 留学を許可することができる。
- 2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に 算入することができる。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

- 第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

### 第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な 研修及び研究を実施する。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。 (授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併

用により行うことができるものとする。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを

高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものと する。

3 本学大学院は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。 前項の

規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で 履修させ

る場合についても同様とする。

4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校 舎及び付

属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。
- (1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験 等による認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授 与することができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第32条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。
- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客 観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、 当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定 の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。 (他の大学院における授業科目の履修等)
- 第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により、履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に 定める。

(入学前の既取得単位等の認定)

- 第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学 院において修得した単位以外のものについては、第35条によりみなす単位数と合わ せて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

### 第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

- 第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。
- 2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。 (成績の評価)
- 第39条 成績の評価は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60 点)及び不可(59点以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に 2年以上在学し、講義科目22単位以上、演習科目8単位、合計30単位以上を修得 し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することと する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題について の研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に 3年以上在学し、共通科目2科目4単位、専門科目2科目4単位以上、研究指導科目 6科目12単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学 術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に 合格することとする。
- 4 看護学研究科看護学専攻 <u>(博士前期課程)</u>の修了要件は、大学院に2年以上在学し、共通科目14単位以上、専門科目4単位以上、演習・研究科目12単位、合計30単位以上を修得し、修士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。
- 5 看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の修了要件は、大学院に3年以上在学し、 共通科目8単位以上、専門科目2単位以上、研究科目6単位、合計16単位以上を 修得し、博士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

- 第41条 修士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆 記試験によって行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

- 第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が 決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆 記試験によって行う。

(学位の授与)

- 第42条 大学院修士課程 <u>及び博士前期課程</u>を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

### 第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、中学校 教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教 育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、当該所要資格

を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究	国際文化システム専	中学校教諭専修免許状	英語
科	攻	高等学校教諭専修免許状	英語・商業

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は別表2に掲げると おりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学 費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

- 第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、 当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。 (特別研究学生)
- 第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。
- 2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目 を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位 を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

- 第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定 の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障 のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。
- 2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。 ただし、単位は授与しない。

(外国人特別学生)

- 第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。
- 2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。
- 3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

### 第12章 賞罰

(表彰)

- 第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。
- 2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

- 第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為 があったときは、これを懲戒する。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

### 第13章 奨学制度

(奨学制度)

- 第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。
- 2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 雑則

(準用規程)

- 第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学 則及びその他の学部諸規程を準用する。
- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」と「教授会」を「委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従 前の規程を適用する。

附 則(平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月23日)

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則(平成26年2月27日)

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月27日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月28日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則(平成27年9月30日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前 の規程を適用する。

附 則 (平成29年3月29日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前 の規程を適用する。

附 則 (平成30年6月29日)

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。 附 則 (平成31年2月15日)
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前 の規程を適用する。

附 則(令和2年3月27日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の 規程を適用する。

附 則(令和3年 月 日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の 規程を適用する。

# 別表1 (第31条関係)

## 【国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)】授業科目及び単位数

科目区分		授業科目名	単(	立数
17日	<u> </u>		必修	選択
		人文科学特論		2
	ŧ.	政策科学特論		2
	<b></b> 手	社会心理学特論		2 2
T E		環境科学特論 健康科学特論		2
·	7	学術研究方法特論	2	2
		言語文化研究演習 I		4
		言語文化研究演習Ⅱ		4
		言語学特論I		2
		言語学特論Ⅱ		2
		英文学特論		2
		米文学特論		2
		アメリカ詩特論		2
		アメリカ小説特論		2
		地域言語学特論Ⅰ		2
		地域言語学特論Ⅱ		2
		英文法特論		2
		英語音声学特論		2
	言	英語教授法特論 I		2
教	語	英語教授法特論Ⅱ		2
育	文	英語教育評価特論		2
研	化	リサ―チ方法特論		2
究 領	教 育	理論言語学特論		2
域	研研	第2言語習得特論		2
科	究	教育学特論		2
目	領は	比較教育文化思想特論		2
	域	東南アジア文化特論		2
		中南米文化特論		2
		日本古典文学特論		2
		日本近代文学特論		2
		日本史特論		2
		沖縄地域文化研究特論		2
		琉球歴史学特論		2
		琉球文学特論		2
		中琉関係史基礎特論		2
		市坑関係文基礎行論 琉球・沖縄文化特論序説		2
		琉球精神文化特論		2
		言語文化特別講義 I		2
		言語文化特別講義Ⅱ		2

4N 11		拉 类 10 口 万	授業科目名	
件日	区分	授 業 科 目 名	必修	選択
		社会制度政策研究演習 I		4
	社会制度政策研究演習Ⅱ		4	
		国際政治特論 I		2
	÷1.	国際政治特論Ⅱ		2
	社 会	地域開発政策特論		2
教	制	都市政策特論		2
育研	度 政	地方自治特論		2
究	策	地域活性化特論		2
領域	教 育	経済政策特論		2
科	研研	国際経済特論		2
目	究	産業政策特論		2
	領 域	公法学特論		2
	,	東アジア地域特論		2
		国際協力・ボランティア特論		2
		社会制度政策特別講義 I		2
		社会制度政策特別講義Ⅱ		2
		経営情報研究演習 I		4
		経営情報研究演習Ⅱ		4
		経営戦略特論		2
		比較経営学特論		2
	経	産業組織特論		2
教 育	営	小集団心理学特論		2
研研	情	人的資源管理特論		2
究	報 教	経営活動情報特論		2
領域	育	e ービジネス特論		2
科	研 究	情報交流特論		2
目	領	情報知能特論		2
	域	情報・通信技術特論		2
		会計学特論		2
		マーケティング特論		2
		経営情報特別講義I		2
		経営情報特別講義Ⅱ		2

科目区分		授業科目名	単 位 数	
竹日	<b>丛</b> 万		必修	選択
		観光環境研究演習 I		4
		観光環境研究演習Ⅱ		4
		観光開発特論		2
		観光政策特論		2
	観	観光文化特論		2
教	光	観光資源特論		2
育研	環 境	観光市場分析特論		2
究	教	観光調査法特論		2
領	育	ホテル実務特論		2
域 科	研 究	異文化接触特論		2
目	領	島嶼開発特論		2
	域	島嶼文化特論		2
		島嶼生態学特論		2
		エコツーリズム特論		2
		観光環境特別講義 I		2
		観光環境特別講義Ⅱ		2
		健康科学研究演習 I		4
		健康科学研究演習Ⅱ		4
		グローバル・ヘルス特論		2
		健康心理学特論		2
lat.	健	健康栄養学特論		2
教 育	康 科	社会福祉学特論		2
研	学	地域保健学特論		2
究領	教 育	健康・スポーツ指導特論		2
域	研研	伝統武道特論		2
科目	究	スポーツトレーニング・コーチング特論		2
	領 域	ヘルスプロモーション・ウエルネス特論		2
	-74	スポーツ文化特論		2
		バイオメカニクス特論		2
		健康科学特別講義 I		2
		健康科学特別講義Ⅱ		2

# 【看護学研究科看護学専攻 (博士前期課程)】授業科目及び単位数

科目区分		授業科目名	単 位 数	
作日	<b>公</b> 万		必修	選択
	共通	看護理論	2	
	必 修 科	看護学研究方法論 I	2	
	目	看護学研究方法論Ⅱ	2	
共		沖縄のケアリング文化		1
通		看護教育学		2
科	共	看護倫理学		1
目	通	看護管理学		2
	選	コンサルテーション論		2
	択	ヘルスプロモーション論		2
	科目	包括的健康アセスメント		2
		健康栄養学		2
		病態生理学		2
		英語講読		2
	基盤看護	基盤看護学特論 I		2
専門	学 分 野	基盤看護学特論Ⅱ		2
科 目	臨床看	臨床看護学特論 I		2
	護 分 野	臨床看護学特論Ⅱ		2
清 译 •	3	専門演習	4	
石 字 和 目	记 半	特別研究	8	

# 【国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)】授業科目及び単位数

利日区分	拉 坐 扒 日 夕	単位	立 数
	科目区分 授業科目名		選択
共通	国際地域文化総合演習 I	2	
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	
	琉球・沖縄文化特論		2
	琉球文学特論		2
	南島民俗文化特論		2
	中国琉球関係史特論		2
	アメリカ環境文学特論		2
専門	中南米地域文化特論		2
専 門 科 目	東アジア地域文化特論		2
	東南アジア地域文化特論		2
	言語学特論		2
	英語教育特論		2
	現代沖縄教育特論		2
	アジア太平洋国際関係特論		2
	特別演習 I	2	
研	特別演習Ⅱ	2	
研 究 指 導 科 目	特別演習Ⅲ	2	
- 導 科	特別演習IV	2	
目	特別演習V	2	
	特別演習VI	2	

# 【看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)】授業科目及び単位数

	利日豆八	位 类 幻 日 夕	<u>単 位</u>	立数
	科目区分	<u>授業科目名</u>	<u>必修</u>	選択
共 通 科		看護学研究特論  沖縄のケアリング文化と看護  沖縄の保健看護政策特論	<u>2</u> <u>2</u>	<u>2</u> <u>2</u>
	目	生体環境看護科学特論 看護教育学特論	<u>2</u>	0
専	<u>基盤看護学</u>	看護キャリア開発学特論		<u>2</u>
門科	応用看護学	がん看護学特論 成育健康看護学特論		<u>2</u> <u>2</u>
	<b>九</b> 江十極手	地域包括看護学特論		2
HI	生活支援看護学	精神保健看護学特論		<u>2</u>
	研 究 科 目	<u>看護学特別研究</u>	<u>6</u>	

別表2 (第43条関係)

# 【国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)】教職免許に関する教科科目

専 攻	市 收 名 計 山	惊 类 幻 口 互	単位	立 数
専 攻	専修免許状	授業科目名	必 修	選択
		言語学特論 I		2
		言語学特論Ⅱ		2
		英文学特論		2
		米文学特論		2
		地域言語学特論 I		2
		地域言語学特論Ⅱ		2
	中学校教諭専修免許状	英文法特論		2
	高等学校教諭専修免許状	英語音声学特論		2
	(英語)	英語教授法特論 I		2
		英語教授法特論Ⅱ		2
国		英語教育評価特論		2
際		リサーチ方法特論		2
文		理論言語学特論		2
化		第2言語習得特論		2
シ		異文化接触特論		2
ス		地域開発政策特論		2
テ		地域活性化特論		2
4		経済政策特論		2
専		国際経済特論		2
攻		産業政策特論		2
	1. W. L. #1 30 -+ 16 6 31. U.	経営戦略特論		2
	中学校教諭専修免許状	比較経営学特論		2
	高等学校教諭専修免許状	産業組織特論		2
	(商業)	人的資源管理特論		2
		経営活動情報特論		2
		e -ビジネス特論		2
		情報交流特論		2
		会計学特論		2
		マーケティング特論		2
		観光市場分析特論		2

### 大学院学則の一部変更について

#### 1 大学院学則変更の事由

令和4年4月に名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)(以下、本博士後期課程という。)の開設を予定していることから、大学院学則の一部を変更する。

#### 2 主な変更点

- (1) 本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻(修士課程)の名称を看護学研究 科看護学専攻(博士前期課程)と変更する。
- (2) 大学院学則第2条の2に規定する「養成する人材」に、設置する本博士後期課程の養成する人材を加える。
- (3) 大学院学則第4条に規定する「研究科及び専攻」に、設置する本博士後期課程を加える。 また、本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻(修士課程)の名称を看護 学研究科看護学専攻(博士前期課程)と変更する。
- (4) 大学院学則第5条に規定する「入学定員及び収容定員」に、設置する本博士後期課程の 入学定員2人、収容定員6人を加える。また、本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究 科看護学専攻(修士課程)の名称を看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)と変更する。
- (5) 大学院学則第 14 条に規定する「修業年限」に、本博士後期課程の設置に伴い、「修士課程 2 年」を「修士課程及び博士前期課程 2 年」と変更する。
- (6) 大学院学則第15条に規定する「在学年限」に、本博士後期課程の設置に伴い、「修士課程は4年を超えることはできない。」を「修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。」と変更する。
- (7) 大学院学則第 17 条に規定する「入学資格」に、設置する本博士後期課程の入学資格を加える。また、本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻(修士課程)の名称を看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)と変更する。
- (8) 大学院学則第24条第2項に規定する「休学期間」に、本博士後期課程の設置に伴い、「修士課程2年」を「修士課程及び博士前期課程2年」と変更する。
- (9) 大学院学則第40条に規定する「課程の修了要件」に、設置する本博士後期課程の修了要件を加える。また、本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻(修士課程)の名称を看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)と変更する。

- (10) 大学院学則第 42 条に規定の「学位の授与」に、本博士後期課程の設置に伴い、「大学院修士課程を修了した者には、」を「大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者には、」と変更する。
- (11) 附則の末尾に「この学則は、令和4年4月1日から施行する。」と追記する。
- (12) 別表 1 (第 31 条関係) に設置する本博士後期課程の授業科目及び単位数を加える。また、本博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻(修士課程) の名称を看護学研究科看護学専攻(博士前期課程) と変更する。

(旧) 現 行 案	(新)改 訂 案
名桜大学大学院学則	名桜大学大学院学則
(平成13年4月1日制定)	(平成13年4月1日制定)
第1章 総則	第1章 総則
(趣旨) 第1条 この学則は、名桜大学学則(以下「本学学則」という。)第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学	(趣旨) 第1条 この学則は、名桜大学学則(以下「本学学則」という。)第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学
大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定める。 (大学院の目的)	大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定める。 (大学院の目的)
第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。 (養成する人材)	第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力 及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。 (養成する人材)
第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)は、グローバル化、情報化が進展する 国内外における諸課題の解決に必要な高度に専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。 (1) 高度の専門職業人の養成	第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)は、グローバル化、情報化が進展する 国内外における諸課題の解決に必要な高度に専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。 (1) 高度の専門職業人の養成
(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成 (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成	(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成 (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成
2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄(琉球)・アジアと(ハワイを含む)南北アメリカに特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際	2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄(琉球)・アジアと(ハワイを含む)南北アメリカに特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際
社会において活躍できる研究者の養成を目指す。 (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成	社会において活躍できる研究者の養成を目指す。 (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成
(2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成	(2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成
3 大学院看護学研究科看護学専攻 (修士課程) は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓	3 大学院看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)な、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決してい
越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指	く卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を
す人材を養成する。	目指す人材を養成する。
(1) 高度の専門職業人の養成	(1) 高度の専門職業人の養成
(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成	(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
( <u>追 加)</u>	4 大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をも
	とに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能
	力を有する看護教育研究者を養成する。
(自己評価等)	(自己評価等)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公本力で
表する。	表する。
2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制な敷えて行る	
制を整えて行う。	制を整えて行う。
3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。	3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻(修士課程)
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)
- (3) 看護学研究科 看護学専攻(修士課程)

(追 加)

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科	修士課程	6人	12人
国際文化システム専攻	10 上 床 往	0 /	12/
国際文化研究科	博士後期課程	2人	6 人
国際地域文化専攻	日 工 仮 対 味 住	27	0 /
看護学研究科看護学専攻	修士課程	6人	12人
_(追加)			

第2章 教員組織等

(教員組織)

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助 | 第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助 教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

(旧) 現 行 案

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。 (教育職員と事務職員の連携と協働)

第6条の2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との | 第6条の2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との 適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

- 第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

(研究科及び専攻)

- 第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻(修士課程)
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)
- (3) 看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程)
- (4) 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)
- 2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科	修士課程	6人	1 2 人
国際文化システム専攻	16 上床往	0 /	127
国際文化研究科	博士後期課程	2人	6人
国際地域文化専攻	<b></b> 日本仮別味性	2 八	0 /
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
<u>看護学研究科看護学専攻</u>	博士後期課程	2人	6人

第2章 教員組織等

(教員組織)

教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

(新)改訂案

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員と事務職員の連携と協働)

適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

- 第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長とな 3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長とな

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
(委員会の構成)	(委員会の構成)
第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。	第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 学長	(1) 学長
(2) 副学長	(2) 副学長
(3) 研究科長	(3) 研究科長
(4) 学群長、学部長	(4) 学群長、学部長
(5) 附属図書館長	(5) 附属図書館長
(6) 総合研究所長	(6) 総合研究所長
(7) 大学院研究科を担当する専任の教授のうちから選出された者 5名	(7) 大学院研究科を担当する専任の教授のうちから選出された者 5名
2 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。	2 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 前項第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	3 前項第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。	4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。	5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。	6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。
(委員会の審議事項)	(委員会の審議事項)
第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。	第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。	(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
(2) 学位の授与に関すること。	(2) 学位の授与に関すること。
(3) 教育課程の編成に関すること。	(3) 教育課程の編成に関すること。
(4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。	(4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
(5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。	(5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることが	2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることが
できる。	できる。
(1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。	(1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
(2) 大学院の点検及び評価に関すること。	(2) 大学院の点検及び評価に関すること。
(3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。	(3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
(4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。	(4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
(5) 履修方法に関すること。	(5) 履修方法に関すること。
(6) 学生の身分及び賞罰に関すること。	(6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
(7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。	(7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
(8) その他大学院に関する重要事項	(8) その他大学院に関する重要事項
(研究科長)	(研究科長)
第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦す	第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦す
るものとする。	るものとする。
2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。	2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
(研究科委員会)	(研究科委員会)
第11条 大学院に研究科委員会を置く。	第11条 大学院に研究科委員会を置く。
2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。	2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。
第12条 削除	第12条 削除
第4章 学年、学期、休業日及び授業時間	第4章 学年、学期、休業日及び授業時間
(学年等の準用)	(学年等の準用)
第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。	第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。
第5章 修業年限及び在学年限	第5章 修業年限及び在学年限
(修業年限)	(修業年限)
第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。	第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 修士課程 (追 加) 2年	(1) 修士課程及び博士前期課程 2年
(2) 博士後期課程 3年	(2) 博士後期課程 3年
2 前項の規程にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間に	2 前項の規程にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間に
わたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画	わたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画
的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。	的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。	3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。
(在学年限)	(在学年限)
第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。	第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 修士課程は <u>(追加)</u> 4年を超えることはできない。	(1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。
(2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。	(2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。
第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等	第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等
(入学の時期)	(入学の時期)
第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が	第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が
認めるときは、学期の始めとすることができる。	認めるときは、学期の始めとすることができる。
(入学資格)	(入学資格)
第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当	第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当
する者とする。	する者とする。
(1) 学校教育法第83条(昭和22年法律第26号)に定める大学を卒業した者	(1) 学校教育法第83条(昭和22年法律第26号)に定める大学を卒業した者
(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者	(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(旧) 現 行 案

- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育 における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了し たとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設で あって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに 限る。) で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる 大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者で、22歳 (9) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者で、22歳 に達した者
- (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れ た成績をもって修得したものと委員会が認める者
- (11) その他、委員会が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相 当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけら れた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学 位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第 72号) 第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連 合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭 | 和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位 を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力が あると認めた者で、24歳に達した者
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 看護系大学を卒業した者
- (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者

(新)改訂案

- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育 における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了し たとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設で あって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに 限る。) で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる 大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- に達した者
- (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れ た成績をもって修得したものと委員会が認める者
- (11) その他、委員会が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者 とする。
  - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相 当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけら れた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学 位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第 72号) 第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連 合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭 和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位 を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力が あると認めた者で、24歳に達した者
  - 3 大学院看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 看護系大学を卒業した者
  - (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
(3) 看護系の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者	(3) 看護系の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者
(4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者	(4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
(5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者	(5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
(6) 文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)	(6) 文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
(追加)	4 大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
	(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
	(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
	(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相
	当する学位を授与された者
	れた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学
	位に相当する学位を授与された者
	(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第
	72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連
	合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
	(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭
	和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位
	を有する者と同等以上の学力があると認められた者
	(7) 文部科学大臣の指定した者
	(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力が
	あると認めた者で、24歳に達した者
(入学志願)	(入学志願)
第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに	第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに
手続きをしなければならない。	手続きをしなければならない。
(入学者の選抜)	(入学者の選抜)
第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。	第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。
2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。	2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。
3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。	3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。
(入学手続き及び入学許可)	(入学手続き及び入学許可)
第20条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出するとともに、	第20条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出するとともに、
第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。	第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料又は授業料の免除を願	2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料又は授業料の免除を願
い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。	い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。
(再入学)	(再入学)
第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可	第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可
することができる。	することができる。

(旧) 現 行 案	(新) 改 訂 案
(転入学)	(転入学)
第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に	第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に
入学を許可することができる。	入学を許可することができる。
2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。 (休学)	2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。 (休学)
第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断	第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断
書、その他の理由書を添えて休学することができる。	書、その他の理由書を添えて休学することができる。
2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずる	2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずる
ことができる。	ことができる。
(休学期間)	(休学期間)
第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間	第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間
を延長することができる。	を延長することができる。
2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。	2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。
(1) 修士課程 <u>(追 加)</u> 2年	(1) 修士課程及び博士前期課程 2年
(2) 博士後期課程 3年	(2) 博士後期課程 3年
3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。	3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。
(復学)	(復学)
第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出	第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出
て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第2項の休学でその理由が消滅した者は、学長	て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第2項の休学でその理由が消滅した者は、学長
の許可を得て復学することができる。	の許可を得て復学することができる。
2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。	2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。
(退学)	(退学)
第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。 (転学)	第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。 (転学)
第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。	第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
(留学)	(留学)
第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することが	第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することが
できる。	できる。
2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。	2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。
3 留学に関し必要な事項は、別に定める。	3 留学に関し必要な事項は、別に定める。
(除籍)	(除籍)
第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。	第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
(1) 第15条に定める在学年限を超えた者	(1) 第15条に定める在学年限を超えた者
(2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者	(2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
(3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者	(3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
(5) 休学及び休学延長の許可を得ない者	(5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
(6) 長期間にわたり行方不明の者	(6) 長期間にわたり行方不明の者
2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。	2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。
第7章 教育課程及び履修方法等	第7章 教育課程及び履修方法等
(教育課程の編成方針)	(教育課程の編成方針)
第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を	第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を
開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教	開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教
育課程を編成する。	育課程を編成する。
(授業及び研究指導)	(授業及び研究指導)
第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。	第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)	(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)
第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施す	第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施す
వ <u>.</u>	<b>ప</b> .
(授業科目及び単位数)	(授業科目及び単位数)
第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。	第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
(授業の方法)	(授業の方法)
第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併 用により行	第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う
うことができるものとする。	ことができるものとする。
2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを	2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを
高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。	高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
3 本学大学院は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の	3 本学大学院は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の
規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させ	規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させ
る場合についても同様とする。	る場合についても同様とする。
4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び付	4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び付
属施設以外の場所で行うことができるものとする。	属施設以外の場所で行うことができるものとする。
(単位の計算基準)	(単位の計算基準)
	第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ
とを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。	とを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。
(1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。	(1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。
(2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。	(2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、学位論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた	
者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。	者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。
(成績評価基準等の明示等)	(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導 第32条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導

の計画をあらかじめ明示する。

の計画をあらかじめ明示する。

#### (旧) 現 行 案

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保 するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。 (履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期におい て授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により、履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修に より修得したものとみなす。
- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。 (入学前の既取得単位等の認定)
- 第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。以 下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を 入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単 位以外のものについては、第35条によりみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。 (他の大学院等における研究指導)
- 究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を 超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

- 第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。
- 2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点|第39条 成績の評価は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点 以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、講義|第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、講義 科目22単位以上、演習科目8単位、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論

(新)改訂案

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保 するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期におい て授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議に基|第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議に基 づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
  - 2 前項により、履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修に より修得したものとみなす。
  - 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
  - 4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。 (入学前の既取得単位等の認定)
  - 第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。以 下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を 入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 2 前項により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単 位以外のものについては、第35条によりみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研|第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研 究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を 超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

- 第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。
- 2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

科目22単位以上、演習科目8単位、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論

#### (旧) 現 行 案

文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査を もって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、共通 科目2科目4単位、専門科目2科目4単位以上、研究指導科目6科目12単位を修得し、かつ必要な研究指 導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審 査及び最終試験に合格することとする。
- 4 看護学研究科看護学専攻<u>(修士課程)</u>の修了要件は、大学院に2年以上在学し、共通科目14単位以上、専門科目4単位以上、演習・研究科目12単位、合計30単位以上を修得し、修士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。

(追加)

(修士論文の審査及び最終試験)

- 第41条 修士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。 (博士論文の審査及び最終試験)
- 第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。 (学位の授与)
- 第42条 大学院修士課程の課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、中学校教諭専修免許状又は高 等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要 の単位を取得しなければならない。
- 2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

#### (新)改訂案

文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査を もって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、共通 科目2科目4単位、専門科目2科目4単位以上、研究指導科目6科目12単位を修得し、かつ必要な研究指 導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審 香及び最終試験に合格することとする。
- 4 看護学研究科看護学専攻<u>(博士前期課程)</u>の修了要件は、大学院に2年以上在学し、共通科目14単位以上、専門科目4単位以上、演習・研究科目12単位、合計30単位以上を修得し、修士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。
- 5 看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の修了要件は、大学院に3年以上在学し、共通科目8単位以上、 専門科目2単位以上、研究科目6単位、合計16単位以上を修得し、博士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

- 第41条 修士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。 (博士論文の審査及び最終試験)
- 第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。 (学位の授与)
- 第42条 大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得できる教育職員 の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科 国際文化システム専攻		中学校教諭専修免許状	英語
国际人化研允件	国際文化研究科 国際文化システム専攻	高等学校教諭専修免許状	英語・商業

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は別表2に掲げるとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

る規程の定めるところによる。

(旧) 現 行 案

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

- 第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議|第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議 に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。 (特別研究学生)
- その受入れを認めることができる。
- 2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として 第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として 入学を許可することができる。

(季託研究生)

- 第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び | 第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び 研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可 することができる。
- 2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与 3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与 しない。

教育職員免許状の種類	免許教科

研究科 専攻 中学校教諭専修免許状 英語 国際文化研究科 国際文化システム専攻 高等学校教諭専修免許状 英語 · 商業

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は別表2に掲げるとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関す 第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関す る規程の定めるところによる。

(新)改訂案

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

- に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。 (特別研究学生)
- 第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、「第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、 その受入れを認めることができる。
  - 2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願|第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願 する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

入学を許可することができる。

(委託研究生)

- 研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可 することができる。
- 2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- しない。

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
(外国人特別学生)	(外国人特別学生)
第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。	第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。
2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。	2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。
3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。	3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。
第12章 賞罰	第12章 賞罰
(表彰)	(表彰)
第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。	第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。
2 表彰の選考基準については、別に定める。	2 表彰の選考基準については、別に定める。
(懲戒)	(懲戒)
第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。	第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。
2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。	2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。	3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者	(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者	(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者	(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
第13章 奨学制度	第13章 奨学制度
(奨学制度)	(奨学制度)
第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。	第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。
2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。	2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。
第14章 雑則	第14章 雑則
(準用規程)	(準用規程)
第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸 規程を準用する。	第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸 規程を準用する。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」と「教授会」を「委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。
附則	附則
この学則は、平成13年4月1日から施行する。	この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則       1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。       1         2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。       2         附則(平成16年7月30日)       この学則は、平成16年9月1日から施行する。       この学則は、平成17年4月1日から施行する。         所則       この学則は、平成17年4月1日から施行する。       この学則は、平成18年3月29日)	附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。 附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月27日)
附 則 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。     附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。     附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。     附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。  附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。 附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	この学則は、平成16年4月1日から施行する。 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。 附 則(平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。 附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。 附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	附 則 (平成16年7月30日) この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	この学則は、平成16年9月1日から施行する。 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。	附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	この学則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。	附 則 (平成18年3月29日) この学則は、平成18年4月1日から施行する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。	この学則は、平成18年4月1日から施行する。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
附 則(平成19年3月27日)	附 則 (平成10年3月27日)
	Pi
この学則は、平成19年4月1日から施行する。	この学則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成20年3月27日)	附 則(平成20年3月27日)
この学則は、平成20年4月1日から施行する。	この学則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年3月27日)	附 則(平成21年3月27日)
この学則は、平成21年4月1日から施行する。	この学則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年12月24日)	附 則(平成21年12月24日)
この学則は、平成22年4月1日から施行する。	この学則は、平成22年4月1日から施行する。
附則	附則
この学則は、平成23年4月1日から施行する。	この学則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成25年1月23日)	附 則(平成25年1月23日)
この学則は、平成25年1月23日から施行する。	この学則は、平成25年1月23日から施行する。
附 則(平成26年2月27日)	附 則(平成26年2月27日)
この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。	この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。
附 則(平成26年9月27日)	附 則(平成26年9月27日)
この学則は、平成27年4月1日から施行する。	この学則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成27年3月28日)	附 則(平成27年3月28日)
この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日まで	この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日まで
に在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。 に在	<b>王学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。</b>
附 則(平成27年9月30日)	附 則(平成27年9月30日)
1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。 1	この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。 2	改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。 3	平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

(旧) 現 行 案	(新)改訂案
附 則(平成29年3月29日)	附 則(平成29年3月29日)
1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。	1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。	2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。
附 則(平成30年6月29日)	附 則(平成30年6月29日)
1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。	1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。	2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。
附 則(平成31年2月15日)	附 則(平成31年2月15日)
1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。	1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。	2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。
附 則(令和2年3月27日)	附 則(令和2年3月27日)
1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。	1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。	2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。
(追 加)	_ 附 則(令和3年 月 日)_
	1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
	2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

	(新) 改 訂 案				
	別表 1 (第 3 1 条関係)				
省略	国際文化研究科国際システム専攻(修士課程)授業科目及び単位数 省略			略	
省略	看護学研究科看護学専攻 <u>(博士前期課程)</u> 授業科目及び単位数 省略 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)授業科目及び単位数 省略			略	
省略				:科目及び単位数 省略	
	看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)授業科目及び単位数				
			単位数		
料       进         期       利         目       基盤看護学		科目区分	<u>授業料目名</u>	必修	選択
		#1	看護学研究特論	<u>2</u>	
	沖縄のケアリング文化と看護	<u>2</u>			
	沖縄の保健看護政策特論		2		
	科	生体環境看護科学特論		<u>2</u>	
		目	看護教育学特論	<u>2</u>	
		基盤看護学	看護キャリア開発学特論		2
		がん看護学特論		2	
		応用看護学	成育健康看護学特論		<u>2</u>
			地域包括看護学特論		2
	目 <u>生活支援看護学</u>	精神保健看護学特論		<u>2</u>	
		研 究 科 目	看護学特別研究	<u>6</u>	
	省略	省略	省略       国際文化研究科国際システー         看護学研究科看護学専攻(計画際・対象)       1         有護学研究科看護学専攻(計画を対象)       2         科目区分       共通         共通       通         科目区分       基盤看護学         専門       中門         科目       生活支援看護学	別表1 (第31条関係) 国際文化研究科国際システム専攻(修士課程)授業科目及び 看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)授業科目及び単位。 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)授業科目及び単位。 <u>科目区分</u> 授業科目及び単位。 科目区分 授業科目を受験者は 科目区分 授業科目を受験者は 神縄のケアリング文化と看護 沖縄の保健看護政策特論 生体環境看護科学特論 看護教育学特論 看護教育学特論 がん看護学特論 成育健康看護学特論 村田石護学 科目 生活支援看護学 精神保健看護学特論	3 1 条関係

### 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程 (案)

(令和 年 月 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則第11条第2項に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 博士後期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の専任の教授をもって組織する。
- 2 博士後期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士後期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

- 第3条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を 述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
  - (2) 学位の授与に関すること。
  - (3) 教育課程の編成に関すること。
  - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
  - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長 の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - (1) 履修方法に関すること。
  - (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
  - (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
  - (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
  - (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及 び研究に関すること。
  - (6) その他研究科に関すること。

(博士後期課程委員会の招集及び議長)

- 第4条 研究科長(博士後期課程)は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。
- 2 博士後期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、 必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。
- 3 研究科長(博士後期課程)は、博士後期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。
- 4 研究科長(博士後期課程)が不在の場合は、あらかじめ研究科長(博士後期課程) が指名した者が職務を代行する。

(議事)

- 第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決する ことはできない。
- 2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

- 第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。
- 2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。 (庶務)
- 第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士 後期課程委員会が別に定める。
- 2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。